

わが国における「石油火力発電」の扱いと石油業界の考え方について

わが国における「石油火力発電」の扱いについて

<旧・代エネ指針における扱い(1980年策定)>

1. IEAの決定における「石油火力発電」の扱い

- (「石炭に関する行動原則」1979(S54)第3回IEA閣僚理コミュニケより)
- (1) 石油専焼・大宗が石油であるベースロード用石油火力の新設・リプレース禁止
(例外：ベースロード用石油火力の建設排除の例外として、残渣油を用いる場合)
 - (2) 既存のベースロード用石油火力を徐々にミドルおよびピークロードに制限

↓
オイルショック以降、わが国は「脱石油政策」を推進するため、
IEAの決定を拡大運用して、石油火力の削減を推進

2. わが国における「石油火力発電」の扱い

- (1) 原則として、石油火力発電所の新たな建設は行わない
原子力、石炭・LNG火力、水力、地熱等の導入により電源多様化を推進
- (2) 既設の石油火力発電を石炭またはLNG等へ転換促進
- (3) 石油混焼発電について、石油以外の混焼率の向上
石炭またはLNGの混焼率の増加

<現行・代エネ指針における扱い(1998年策定)>

- (1) 原則として、ベースロード用石油火力発電所の新たな建設を行わないこと
(残渣油を燃料として使用する場合を除く)
- (2) ミドル、ピーク用の石油火力発電所を新設またはリプレースする場合および
ベースロード用で残渣油を燃料として使用する場合等においても、わが国電気
事業用の発電電力量における石油依存度を上昇させないよう十分配慮すること

電源構成に対する石油業界の考え方について

- (1) 「エネルギーのベストミックス」によるセキュリティ確保
- (2) 連産品である石油資源(重油など)の有効活用
- (3) 緊急時・ピーク時に弾力的に対応できるための供給インフラ等の確保

↙
石油火力をミドルロード用電源として活用すること
石油火力発電の新設禁止を実質的に解禁すること
石油の構成は少なくとも現状を下回らないこと
(原重油で1.5千万~2.0千万KL/年程度)